

7月10日(日)は 滋賀県知事選挙および参議院議員通常選挙の投票日です



投票

7月10日(日) 7時～20時

※ただし、第1から第6投票所は18時までです。
今回から、第5・第6投票所は閉鎖時間が繰り
上がりますので、ご注意ください。

開票

同日 21時20分～

場所：市民体育館(長岡3127)

投票できる人

次の要件に該当し、米原市の選挙人名簿に登録されている人

- ・令和4年3月21日以前に転入届がなされ、引き続き3カ月以上米原市に住んでいる人
- ・平成16年7月11日以前に生まれた人(投票日において、年齢満18歳以上の人)

〈住所を移動された人の投票について〉

	届出日	滋賀県知事選挙	参議院議員通常選挙
滋賀県外から転入	令和4年 3月21日以前	米原市での投票となります。	米原市での投票となります。
	令和4年 3月22日以後	投票できません。	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地での投票となります。米原市で投票される場合は、不在者投票(※)となります。
滋賀県内の 他の市町から転入	令和4年 3月21日以前	米原市での投票となります。	米原市での投票となります。
	令和4年 3月22日以後	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地での投票となります。米原市で投票される場合は、不在者投票(※)となります。	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地での投票となります。米原市で投票される場合は、不在者投票(※)となります。

※不在者投票をされる場合は、前住所地の選挙管理委員会に事前に請求し、交付された投票用紙などが必要です。

「投票所入場券」をご持参ください

投票をする際は、自宅に郵送する「投票所入場券」を持ち、記載されている投票所で投票してください。
※入場券は一つの封筒に家族の有権者全員分を同封していますので、本人のものかをよく確認の上、ご持参ください。
※入場券を忘れたときは、投票所受付でその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

■ 投票所における対策

- ・投票管理者、投票立会人および投票事務従事者はマスク着用の徹底
- ・アルコール消毒液の設置
- ・投票記載台、鉛筆の定期的な消毒
- ・定期的な換気

■ 選挙人の皆さんへお願い

- マスクの着用、投票前の手指の消毒にご協力をお願いします。
- 混雑を避けた投票をご検討ください。
 - ・期日前投票所は、最終日にかけて混み合う傾向にあります。
 - ・当日投票所は、午前中が混み合う傾向にあります。

期日前投票

本庁舎

6月23日(木)～7月9日(土)
8時30分～20時

山東支所・ 伊吹・近江市民自治センター

6月27日(月)～7月9日(土)
8時30分～18時

柏原生涯学習センター

7月8日(金)～9日(土)
9時～17時

投票日に仕事や冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

※ご持参いただく投票所入場券裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入していただくと、スムーズに投票ができます。

※18歳の誕生日までに投票する場合は不在者投票となります。

不在者投票

滞在先(他の市町村)での不在者投票

出張や里帰りなどで市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができません。手続きに時間がかかりますので、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができる制度があります。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望する人は、施設の職員に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで右の表に該当する人や、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

この郵便等による不在者投票(※)を行う場合は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

障がいの種類	身体障がい者等級	戦傷病者等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	特別項症～第2項症
両下肢・体幹の障がい		特別項症～第3項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症
肝臓の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等している人は、特例郵便等投票(※)が可能

保健所等から交付された外出自粛要請等の書面を添付して請求するなど、一定の要件を満たす場合、郵便等で投票ができます。

※投票用紙の請求は7月6日(水)までです。早めに米原市選挙管理委員会へ請求してください。

投票場所 投票日(7月10日)の市内の投票所は、次のとおりです。

投票区	投票所名	投票する区域	投票区	投票所名	投票する区域
第1	甲津原交流センター	甲津原	第24	梅ヶ原公民館	梅ヶ原、入江
第2	曲谷集会所	曲谷	第25	米原学びあいステーション(旧米原公民館)	米原西、下多良、賀目山
第3	甲賀集会所	甲賀	第26	多良公民館(旧和ふれあいセンター)	中多良、上多良、多良
第4	吉槻生活改善センター	吉槻	第27	筑摩蓮沼会館	朝妻、筑摩
第5	上板並集会所	上板並、下板並	第28	磯公民館	磯
第6	大久保老人憩の家	大久保、小泉	第29	樋口公民館	河南、樋口
第7	伊吹生活改善センター	伊吹	第30	米原診療所	南三吉、三吉、西坂
第8	上野会館	上野	第31	東番場会館	東番場、西番場
第9	弥高集会所	弥高	第32	醒井公民館	一色、醒井
第10	米原市役所伊吹市民自治センター	春照	第33	河南小学校体育館	枝折
第11	春照小学校体育館	高番、杉澤、伊吹ヶ丘、南川、村木、大清水	第34	下丹生集会所	下丹生、上丹生
第12	藤川集会所	寺林、上平寺、藤川	第35	世継会館	世継
第13	山東B&G海洋センター	長久寺、柏原、清滝	第36	近江母の郷コミュニティハウス	宇賀野、飯、リーディング坂田、イースクエア坂田
第14	大野木公民館	須川、大野木	第37	長沢公民館	長沢
第15	河内会館	梓、河内	第38	近江学びあいステーション(旧近江公民館)	舟崎、高溝、顔戸、近江ニュータウン重町
第16	大原小学校体育館	市場、ヴィラ・ルシオール、夫馬、朝日、グリーンヒルズあさひ	第39	岩脇公民館	岩脇、リバティー近江
第17	龍が鼻会館	烏脇、坂口、村居田、山東桜ヶ丘、平和台、グリーンタウン坂口	第40	新庄公民館	新庄、箕浦
第18	野一色会館	井之口、野一色、小田、間田、坂田青成苑、すみれヶ丘	第41	西円寺公民館	西円寺
第19	山東幼稚園	天満、本市場、池下	第42	近江いきいき健康館	能登瀬、日光寺、寺倉
第20	旧山東生涯学習センター	志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、加勢野	第43	多和田会館	多和田
第21	本郷公民館	堂谷、本郷	第44	さくらが丘公民館	近江さくらが丘
第22	米原市役所山東支所	長岡、万願寺、西山	第45	サンライズ近江会館	近江グリーンタウン、高溝東、サンライズ近江、近江母の郷ニュータウン、レイクサイド宇賀野
第23	ゆたに公民館	米原、米原ステーションタウン			

今回の第5投票所の投票所は「上板並集会所」です。

ご注意ください! 第5・第6投票所は今回から閉鎖時間を18時に繰り上げています。

イースクエア坂田に在住の人は「近江母の郷コミュニティハウス(坂田駅内)」が投票所です。